

令和6年 No.9

○東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）の一部改正に伴い、
所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年2月28日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年2月29日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第5号

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(業務従事者の登録)</p> <p>第19条 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者は、あらかじめ、学長に登録の申請をし、<u>第40条</u>に規定する健康診断を受けなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の健康診断において可とされ、かつ、<u>第39条</u>に規定する教育及び訓練を受けた者について審査し、放射性同位元素等を取り扱うことのできる者を業務従事者として認定し、名簿に登録する。</p> <p>3・4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(廃棄)</p> <p>第34条 放射性同位元素等を廃棄する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、施設長の指示に従わなければならない。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p>第6章 測定</p> <p><u>(測定の信頼性確保)</u></p> <p>第35条 <u>施設長は、安全管理に係る放射線測定器等について、校正又は確認校正を1年ごとに行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。</u></p> <p>(場所の測定)</p> <p>第36条 [省略]</p> <p>2～4 [省略]</p> <p><u>第37条～第43条</u> [省略]</p> <p>(帳簿の閉鎖及び保存)</p> <p>第44条 施設長は、毎年3月31日に<u>第42条</u>に規定する帳簿を閉鎖する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(業務従事者の登録)</p> <p>第19条 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者は、あらかじめ、学長に登録の申請をし、<u>第39条</u>に規定する健康診断を受けなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の健康診断において可とされ、かつ、<u>第38条</u>に規定する教育及び訓練を受けた者について審査し、放射性同位元素等を取り扱うことのできる者を業務従事者として認定し、名簿に登録する。</p> <p>3・4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(廃棄)</p> <p>第34条 放射性同位元素等を廃棄する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、施設長の指示に従わなければならない。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p>第6章 測定</p> <p>(場所の測定)</p> <p><u>第35条</u> [省略]</p> <p>2～4 [省略]</p> <p><u>第36条～第42条</u> [省略]</p> <p>(帳簿の閉鎖及び保存)</p> <p>第43条 施設長は、毎年3月31日に<u>第41条</u>に規定する帳簿を閉鎖する。</p>

2 施設長は、使用の廃止等を行う場合は廃止日等に第42条に規定する帳簿を閉鎖する。

3 [省略]

第45条～第52条 [省略]

[省略]

附 則

この規程は、令和6年2月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

2 施設長は、使用の廃止等を行う場合は廃止日等に第41条に規定する帳簿を閉鎖する。

3 [省略]

第44条～第51条 [省略]

[省略]